

《改正後全文》

京都府立医科大学医学部看護学科授業科目履修規程

平成 20 年 4 月 1 日

京都府立医科大学規程第 7 号

(目的)

第 1 条 この規程は、京都府立医科大学学則（平成 20 年京都府立医科大学規則第 1 号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、医学部看護学科の授業科目（以下「科目」という。）の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業)

第 2 条 授業時間は、次のとおりとする。

- 1 時限 8 時 50 分から 10 時 20 分まで
- 2 時限 10 時 30 分から 12 時 00 分まで
- 3 時限 12 時 50 分から 14 時 20 分まで
- 4 時限 14 時 30 分から 16 時 00 分まで
- 5 時限 16 時 10 分から 17 時 40 分まで

(科目等)

第 3 条 開設する科目、単位数、時間数及び履修年次は、別表 1 のとおりとする。

(科目の履修)

第 4 条 科目は、原則として定められた年次に履修するものとする。

(履修届及び履修科目の制限)

第 5 条 学生は、履修しようとする科目について、毎学期の所定の期日までに所定の履修届を学長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 実習に関する科目については、別に定める科目を修得しなければ履修することができない。
- 3 助産学に関する科目を選択する学生の履修許可数は、8 人を超えないものとし、学生の履修方法及び選考等については、別に定める。
- 4 地域看護学に関する科目を選択する学生の履修許可数は、15 人を超えないものとし、学生の履修方法及び選考等については、別に定める。
- 5 その他の科目についても、履修学生数等を定めることがある。
- 6 履修届は、次の各号の規定を遵守の上、提出しなければならない。
 - (1) 同一科目がクラス別に開講されている場合は、所属クラスの時間に履修しなければならない。
 - (2) 既に単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。
- 7 履修届提出後は科目を変更し、又は取り消すことはできない。ただし、学長が正当な事由と認めた場合は、この限りでない。

(単位認定試験等の受験資格)

第 6 条 学生は、次の各号の一に該当しなければ、履修する科目の認定試験を受験することはできない。

- (1) 履修する科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数の 3 分の 2（臨地実習にあつては 5 分の 4）以上の者
- (2) 出席時間数が前項に達しない者のうち、担当教員が修了者と同等の能力があると認めた者

(単位の認定)

第 7 条 各科目の単位の認定は試験、課題、レポート等（以下「試験等」という。）によって行い、第 10 条に規定する成績の評価に基づき試験等の合格者に所定の単位を与えるものとする。

- 2 単位を認定する試験等は、その科目の授業が終了する学期末に学生に対して行う。
ただし、担当教員が必要と認めたときは、学期末以外に行うことができる。

(追試験)

第8条 疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者は、その科目について追試験を受けることができる。

- 2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、所定の追試験・再試験受験申請書に医師の診断書その他理由を証する書類を添えて、指定された期日までに学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 定期試験又は追試験において不合格となった者に対しては、担当教員の判定に基づき、当該科目について1回に限り再試験を行うことができる。

- 2 前項の規定により再試験を受けようとする者は、所定の追試験・再試験受験申請書を指定された期日までに学長に提出しなければならない。

(成績の評価)

第10条 成績の評価は、試験等から総合的に行う。

- 2 成績の評価は、下表の評価の基準に基づいて行い、評点又は評語をもって表すものとする。
ただし、再試験の評価は、60点以下とする。

評点	評語	評価の基準
100点～80点	優	優れている。学修した事象や事柄のかなりについて理解し、十分かつ必要な知識を持ち、概念や方法を適切に使って課題を遂行できる。その理解を適切に類似または発展した事象に応用する力がある。
79点～70点	良	良好である。学修した事象や事柄を十分理解し、問題・題材を扱うことができる。
69点～60点	可	到達目標の最低限の基準に達している。学修した事象や事柄をかなり限定的に理解し、問題を基本的なレベルで扱うことはできるが、より高度な学修へと進むには更に努力が必要である。
59点～0点	不可	到達目標の最低限の基準に達していない。学修した事象や事柄の理解が不足している。

- 3 評点をもって表せない科目については、合格、不合格をもって表す。
- 4 前項に定める成績の評価の基準は、次のとおりとする。
合格 到達目標の最低基準に達している。
不合格 到達目標の最低基準に達していない。
- 5 第7条第1項に規定する合格者は、本条第2項の評点が60点以上若しくは評語が可以上、又は本条第3項で合格となった者とする。
- 6 2人以上の教員により授業が分担される科目については、当該教員の合議により、成績の評価を行う。

(筆答試験時における入退室)

第11条 筆答試験時の入退室については、次に定めるところによる。

- (1) 試験開始時刻より30分以上遅れた者は、試験室に入室することができない。
(2) 試験開始後30分を経過するまでは、試験室から退室することができない。

(試験における不正行為)

第 12 条 試験において不正行為があったときは、その試験期間中の全ての試験を無効とし、以後の受験を認めないものとする。

(進級の制限)

第 13 条 学長は、看護学科教授会議の議を経て、各学年において別表 2 に定める単位を修得できなかった者は、進級させないものとする。

(進級できなかった者の履修)

第 14 条 前条の規定により進級できなかった者は、修得を要する科目及び学長が定める範囲内の科目を履修するものとする。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 中「社会福祉学」、「カウンセリング論」、「リハビリテーション看護援助論Ⅱ」及び「精神看護学概論Ⅰ」の項にあっては平成 19 年度の、「精神保健」及び「在宅看護論」の項にあっては平成 20 年度の、「生命倫理」及び「発達心理学」の項にあっては平成 21 年度の科目から適用し、別表 2 にあっては、この規程施行の際、現に第 2 学年に在籍している者については、改正後の京都府立医科大学医学部看護学科授業科目履修規程別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に第 2 学年に在籍している者については、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則
- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規定施行の際、現に第 4 学年に在籍している者については、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。